

山国川流域水害対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき組織し、「山国川流域水害対策協議会（以下「協議会」という）」とする。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や近年の洪水により特に浸水被害が著しい山国川中上流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長をおくものとし、会長は九州地方整備局長が務める。
- 3 会長は座長を指名し、座長には協議会の招集・運営・進行を任せることができる。
- 4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 5 協議会の下に、検討部会を設置する。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 山国川流域水害対策計画の策定及び変更
- (2) 前項に定められた計画の取組状況等に関する共有・検討

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

（検討部会）

第6条 検討部会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

- 2 検討部会は、原則として非公開とし、検討部会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
- 3 本規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会が定める。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、九州地方整備局山国川河川事務所流域治水課、大分県土木建築部河川課、中津市上下水道部排水対策課、日田市土木建築部都市整備課、宇佐市建設水道部土木課、玖珠町建設水道課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和8年 月 日から施行する。

山国川流域水害対策協議会

名簿

- 国土交通省 九州地方整備局長
- 九州地方整備局 山国川河川事務所長

大分県知事

中津市長

日田市長

宇佐市長

玖珠町長

気象庁 大分地方気象台長

林野庁 九州森林管理局 大分西部森林管理署長

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長

大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 教授 東野 誠

○：会長、●：座長

敬称略

山国川流域水害対策協議会 検討部会

名簿

九州地方整備局 山国川河川事務所 副所長
大分県生活環境部防災局 防災対策企画課 主幹（総括）
大分県土木建築部 河川課 課長補佐（総括）
大分県土木建築部 砂防課 課長補佐（総括）
大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課 課長補佐（総括）
大分県土木建築部 公園・生活排水課 課長補佐（総括）
大分県土木建築部 建築住宅課 参事（総括）
大分県農林水産部 農地・農村整備課 課長補佐（総括）
大分県農林水産部 森林保全課 参事（総括）
大分県農林水産部 森林整備室 室長補佐（総括）
大分県北部振興局 農林基盤部 企画検査班課長補佐
大分県中津土木事務所 次長兼企画調査課長
中津市 総務部 防災危機管理課長
中津市 上下水道部 排水対策課長
日田市 土木建築部 都市整備課長
宇佐市 建設水道部 土木課長
玖珠町 基地防災対策課長
玖珠町 建設水道課長
気象庁 大分地方气象台 防災管理官
林野庁 九州森林管理局 大分西部森林管理署 総括治山技術官
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 水源林業務課長

（オブザーバー）

レスキュー・サポート九州 事務局長・理事

山国川流域水害対策協議会 検討部会 規約

(名称)

第1条 本会議は、山国川流域水害対策協議会 検討部会（以下「検討部会」という。）とする。

(目的)

第2条 検討部会は、山国川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）規約第3条に基づき設置するものであり、山国川流域水害対策の検討を行うことを目的とする。

(検討部会の構成)

第3条 検討部会は、協議会規約別紙2の職にある者をもって構成する。

- 2 検討部会には、会長を置くものとし、会長は山国川河川事務所副所長が務める。
また、会長は検討部会の内容を協議会へ報告する。
- 3 検討部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 検討部会は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会規約別紙2の職にある者以外の者の検討部会への参加を求めることができる。

(検討部会の実施事項)

第4条 検討部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 山国川流域水害対策計画の策定及び変更に関する検討
- (2) 前号に定められた計画の取組状況等に関する共有・検討

(検討部会の公開)

第5条 検討部会は、原則として非公開とし、検討部会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(事務局)

第6条 検討部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、九州地方整備局山国川河川事務所流域治水課、大分県土木建築部河川課、中津市上下水道部排水対策課、日田市土木建築部都市整備課、宇佐

市建設水道部土木課、玖珠町建設水道課が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、検討部会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和8年 月 日から施行する。

